

〔No.29〕 租税に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 租税の根拠には、大別すると利益説と義務説がある。17世紀中頃から、19世紀初頭にかけて英国やフランスで唱えられた利益説は、社会契約説的国家観を前提にしており、19世紀後半のドイツで盛んに主張された義務説は有機体的国家観に基づいている。
2. 税負担分配の原則として、歴史的に応能原則と応益原則が展開されている。応能原則は、政府から提供される公共サービスの量に応じて租税を負担することが公正だとし、応益原則は、租税は経済力に応じて負担することが公正だとする原則である。
3. A.ワグナーは「公平の原則」「确实性の原則」「便宜性の原則」「最小徴税費の原則」の四つの租税原則を提唱した。ワグナーは政府の活動は最小限度にとどめるべきだとし、「最小徴税費」をもっとも重視した。
4. A.スミスは「財政政策上の原則」、「国民経済上の原則」「公正の原則」「税務行政上の原則」の四大原則と九小原則から構成される租税原則を主張した。ただし、スミスは公正性の概念について、所得分配の公正までは考慮していなかった。
5. 公平性は水平的公平と垂直的公平の2つに分けて考えられる。垂直的公平とは、「経済的に見て等しい状態にある（担税力が等しい）ひとびとは等しく取り扱われる（等しく税を負担する）。」というものである。

正答 1

1. 正しい。有機体的国家観：国家は正義を実行する機関であり、市民はそれに服従するものであり、納税は義務であるというもの。ここから、納税は能力に応じて納税する応能説が導かれる。それにたいして、社会契約説的国家間では、国家と市民は対等であり、サービスの対価としての納税、つまり利益説を説くこととなります。
2. 応能原則は担税能力に応じた負担を意味し、応益原則は利益を受けた量に応じて負担することを意味します。
3. これはA.スミスの原則です。
4. これはワグナーの原則です。また、所得税を中心として所得分配の公正さも説いています。
5. 垂直的公平は、担税能力に応じた負担を意味し、水平的公平は同じ担税能力ならば同じ税負担であることを意味します。本文は水平的公平の内容です。

[No.30]

公債の負担転嫁について、F.モディリアーニの考えを基に説明した次の文章の ~

に当てはまる数式の組み合わせとして妥当なのはどれか。

ただし、マクロ経済において完全雇用が満たされている状態にあり、政府は物価上昇を生じさせないで完全雇用を保つよう行動するものとする。また、 ΔG は財政支出の変化額、 ΔC は個人消費の変化額、 ΔT は租税収入の変化額、 ΔI は民間投資の変化額、 α は個人の限界消費性向 ($0 < \alpha < 1$) を示す。

政府が、租税収入を一定としながら公債発行によりその支出を ΔG だけ増加させたとする。物価を上昇させず完全雇用を保つためには、 = 0 が成立しなければならない。このとき、個人消費は可処分所得に依存するとすると、 $\Delta C = 0$ であるから、 が成立する。

一方、公債発行ではなく増税により財政支出が調達されるとすると、 = = 0 が成立する。これを書き換えると、 が成立する。

以上の議論によると、財政支出を増加させる際、公債よりも租税による方が民間投資の減少は小さい。

- | | |
|---|---|
| 1. ア : $\Delta G + \Delta C + \Delta I$ | イ : $\Delta I = -\Delta G$ |
| ウ : $\Delta T - \alpha \Delta T + \Delta I$ | エ : $\Delta I = -(1 - \alpha) \Delta T$ |
| 2. ア : $\Delta G + \Delta C + \Delta I$ | イ : $\Delta I = -\Delta G$ |
| ウ : $\Delta T - (1 - \alpha) \Delta T + \Delta I$ | エ : $\Delta I = -\alpha \Delta T$ |
| 3. ア : $\Delta G + \alpha \Delta C + (1 - \alpha) \Delta I$ | イ : $\Delta I = -\frac{\Delta G}{1 - \alpha}$ |
| ウ : $\Delta T + \alpha \Delta T + \Delta I$ | エ : $\Delta I = -(1 + \alpha) \Delta T$ |
| 4. ア : $\Delta G + \alpha \Delta C + (1 - \alpha) \Delta I$ | イ : $\Delta I = -\frac{\Delta G}{1 - \alpha}$ |
| ウ : $\Delta T - (1 - \alpha) \Delta T + \Delta I$ | エ : $\Delta I = -\alpha \Delta T$ |
| 5. ア : $\Delta G + \alpha \Delta C + (1 - \alpha) \Delta I$ | イ : $\Delta I = -\frac{\Delta G}{1 - \alpha}$ |
| ウ : $\Delta T - \alpha \Delta T + \Delta I$ | エ : $\Delta I = -(1 - \alpha) \Delta T$ |

正答 1

政府が公債によって、財源を調達するとき民間消費は影響を受けません。人々に取って公債の購入は貯蓄の代わりにするものですから、それによって消費額は変わらないわけです。つまり $\Delta C = 0$ ですね。

ここで問題に、完全雇用を維持しながら物価も上昇させないということですから有効需要が変わってはいけません。つまり

$$\Delta G + \Delta C + \Delta I = 0 \quad \text{となります。これがアです。}$$

ここで、 $\Delta C = 0$ なので $\Delta I = -\Delta G$ となります。これがイですね。

増税により財源が調達された場合、増税によって可処分所得が減少しますから Y が不変であるとする、増税額の α 倍（消費の限界性向倍）だけ消費が減少します。

つまり $\Delta C = -\alpha \Delta T$ となります。（ Y が不変なので租税乗数を使ってはダメですよ）

先ほどと同じように完全雇用と物価安定という面から考えると有効需要が変わってはダメなので

$$\Delta C + \Delta I + \Delta G = 0 \quad \text{より}$$

$-\alpha \Delta T + \Delta I + \Delta G = 0$ ここで $\Delta G = \Delta T$ （政府支出の財源が同額の増税額より）だから

$$-\alpha \Delta T + \Delta I + \Delta T = 0$$

$$\Delta T - \alpha \Delta T + \Delta I = 0 \quad \text{これがウですね。}$$

変形すると

$$\Delta I = -(1 - \alpha) \Delta T \quad \text{これがエです。}$$

[No.31]

ある個人の今年の所得は X 円であるとする。このとき所得税または消費税のいずれかを課税する場合において、

- ① この個人が、今年すべての所得 X 円を消費とした場合の可処分所得
- ② この個人が、今年すべての所得 X 円を貯蓄し、来年その貯蓄を取り崩し、消費する場合の可処分所得の割引現在価値

の比 (① : ②) の組み合わせとして妥当なのはどれか。

ただし、所得税率 20%、消費税率 20%、利率 10%とする。また、所得税は利子所得にも課税されるものとする。

	所得税を課す場合	消費税を課す場合
1.	1 : 1	1 : 1
2.	1 : 約 0.9	1 : 約 0.98
3.	1 : 約 0.9	1 : 1
4.	1 : 約 0.98	1 : 約 0.98
5.	1 : 約 0.98	1 : 1

正答 5

所得税のケースです。

まず今期の可処分所得は所得 X に所得税がかかるので①の場合も②の場合も 0.8X しかありません。

さて、②のケースですが、これを全額貯金しますので利子が付きます。しかし、利子にも所得税がかかるので実際の利率は 10%ではなく、8%となります。

今期の可処分所得 0.8X は利子がついて来年には $0.8X \times (1 + 0.08)$ となりますね。

これを割引現在価値に戻すには一年分の利率で割り引けばよいから

$$\frac{0.8X(1.08)}{1+0.1}$$

よって求める比は

$$0.8X : \frac{0.8X(1.08)}{1.1} = 1 : 0.98\dots \text{ となります。}$$

1 : 約 0.98 というわけです。

では次に消費税のケースです。

①の時

今期のこの人の所得は X ですがさらに消費に消費税がかかります。この人は全ての所得を消費に充てるので消費税は $X \times 0.2$ です。

結局今期消費に充てる事のできる所得額は

$X - X \times 0.2 = 0.8X$ となります。

②の時

この人の所得 X は来年には利子がついて $X \times (1 + 0.1) = 1.1X$ となります。

ここで、20%の消費税がこの人の消費にはかかるのでかかる消費税は

$0.2 \times 1.1X = 0.22X$ となります。

可処分所得は $1.1X - 0.22X = 0.88X$

これを割引現在価値に戻すと、利子率 1.1 で割り引いて

$$\frac{0.88X}{1.1} = 0.8X$$

求める比率は

$$0.8X : 0.8X = 1 : 1$$

[No.32]

A,B,C の3人の個人が、保守、中道、革新の3つの政策について、保守と中道、中道と革新、革新と保守のそれぞれの組み合わせで多数による投票を行うとき、ア、イ、ウのうち、投票のパラドックスが生じるもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. Aは、革新より中道を、中道より保守を選好する。Bは、保守より中道を、中道より革新を選好する。Cは、保守より革新を、革新より中道を選好する。

イ. Aは、中道より革新を、革新より保守を選好する。Bは、保守より中道を、中道より革新を選好する。Cは、革新より保守を、保守より中道を選好する。

ウ. Aは、保守より中道を、中道より革新を選好する。Bは、保守より革新を、革新より中道を選好する。Cは、革新より保守を、保守より中道を選好する。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. ア、ウ
5. イ、ウ

正答 2

投票のパラドックスとは、一人一人の選好は推移的に決定できるのに集団で投票すると選好が推移性を満たさないことを言います。

アのケースです。

A : 革新 < 中道 < 保守 B : 保守 < 中道 < 革新 C : 保守 < 革新 < 中道

となります。

革新と保守では、多数決では革新です。

つまり 保守 < 革新

次に保守と中道では中道です。

保守 < 中道

つぎに革新と中道では中道です。

革新 < 中道

最初と三番目の条件より

保守 < 革新 < 中道

使っていない2番目の条件はこれに反しません。

イのケースです。

A : 中道 < 革新 < 保守 B : 保守 < 中道 < 革新 C : 革新 < 保守 < 中道 となります。

革新と保守では保守です。

革新 < 保守

保守と中道では中道です。

保守 < 中道

革新と中道では革新です。

中道 < 革新

最初の 2 つより

革新 < 保守 < 中道 です。最後の一つはこれに矛盾しますからこのケースはパラドックスがあります。

ウのケースです。

A : 保守 < 中道 < 革新 B : 保守 < 革新 < 中道 C : 革新 < 保守 < 中道 となります

革新と保守では革新です。

保守 < 革新

保守と中道では中道です。

保守 < 中道

革新と中道では中道です。

革新 < 中道

一番目と三番目の条件より

保守 < 革新 < 中道 です。二番目の条件はこれに反しません。よってこれは矛盾がありません。

[No.33]

我が国の財政制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 政府関係機関とは、国が特定の事業を営む場合、あるいは特定の資金を保有してその運用を行う場合に限り法律を持って設けることができるものであり、平成 19 年度時点で 29 機関存在する。
2. 特別会計予算とは、特別の法律によって設立された法人でその資本金が全額政府出資である機関の予算を意味し、国会の議決は必要ない。
3. 独立行政法人は、中期目標期間（3～5年）における、中期目標達成のため、予算を含めた中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。
4. 補正予算とは、本予算の執行の過程において、天災地変、経済情勢の変化あるいは政策の変化等があった場合に、予備費や移用・流用の制度によって編成される予算をいう。
5. 決算の結果、剰余金が生じることがある。これを決算上の剰余金という。決算上の剰余金のうち当該年度に新たに生じた剰余金は、すべて翌々年度までに公債の償還財源に充てなければならない。

正答 3

1. 特別会計の説明です。
2. 政府関係機関予算の説明です。国会の議決は必要です。
3. 正しい。独立行政法人はの予算、業務は所管大臣の認可です。
4. 補正予算を組む場合その財源はほとんどの場合赤字国債の発行でまかなわれています。景気対策など補正予算を組むたびに借金が増えているということになりますね。
5. 剰余金は半額を国債整理基金に翌年度に繰り入れることになっています。

[No.34]

次の表は、我が国の一般会計歳出予算について、主要経費又は一般歳出総額の対前年度比をまとめたものである。

このとき、A、B、Cに当てはまる主要経費または一般歳出総額の組み合わせとして、妥当なのはどれか。

(当初予算ベース、単位：%)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
A	4.7	3.8	3.9	4.2	2.9
B	1.2	-2.3	0.1	0.1	-0.7
C	0.0	-10.7	-3.9	-3.5	-3.6

A	B	C
1. 一般歳出総額	社会保障関係費	防衛関係費
2. 一般歳出総額	防衛関係費	公共事業関係費
3. 社会保障関係費	一般歳出総額	防衛関係費
4. 社会保障関係費	一般歳出総額	公共事業関係費
5. 社会保障関係費	公共事業関係費	一般歳出総額

正答 4

この表で特徴的なのはAとCですね。

Aは年々拡大を続けています。それに対してCは年々減少を続けています。Bは増えたり減ったりしてトータルは変わってないはずですよ。

ではAから考えましょう。

年々増加しているのは社会保障関係費です。社会保障関係費はこれから先、どんどん増えていきそうなのはイメージとして掴めますね。

それに対して歳出総額はほとんど増えていません。

ですから、Aは社会保障関係費ということになります。

すると選択肢は3、4、5ですね。

公共事業費は、毎年減少しています。政府の「骨太の方針2006」でも今後1～3%ずつ削減していく方針が示されています。

ですから、Bは公共事業費ではないので5は違いますね。

すると、Cは防衛関係費か、公共事業関係費ということになります。

防衛関係費は1%弱毎年減少しています。Cは結果的に公共事業関係費です。

以上のことより近年では社会保障が拡大して、公共事業と防衛費は減少していて総額はあまり変わっていないといところがポイントとなります。

〔No.35〕

我が国の財政事情に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 平成18年の財政投融资計画の規模は前年度と比べて大幅に増加しており、財政投融资計画残高は平成16年度以降、増加傾向にある。これは、経済事情の変動等に応じ、機動的かつ弾力的に対応するため、補正予算による財政投融资計画の追加が行われたためである。
2. 地方財政制度は、国・地方間の税財源配分の方法として、国から地方団体に対し一般財源を交付する地方交付税制度を大きな柱としている。地方交付税のうち大半を占める普通交付税を交付されている地方団体は全地方団体の半数程度である。
3. 昭和50年代以降の国債大量発行の継続と債務残高の累積に伴い、一般会計歳出に占める国債費の割合が増加しており、平成19年度においては政策的な経費である一般歳出が一般会計歳出に占める割合を上回るなど財政の硬直化が進んでいる。
4. 我が国の一般政府の債務残高の対GDP比は、平成19年度末で約1.5倍であり、主要先進国中最悪の水準となっている。一方、政府の総債務残高から政府が保有する金融資産を差し引いた純債務残高の対GDP比は、アメリカ合衆国、フランス、英国より低い水準である。
5. 我が国の国民負担率は、景気の低迷による租税収入の落ち込み等により、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しており、平成19年の国民負担率は、約40%と推計されている。また、財政赤字を含めた、いわゆる潜在的国民負担率は、平成19年度において40%代半ばと推計されている。

正答 5

1. 16年度以降減少傾向である。
2. 半数よりも遙かに多くほとんどの団体が交付されている。
3. 一般会計歳出は一般歳出、国債費、地方交付税交付金等に分けることができます。ここで、国債費はおよそ25%で、地方交付税交付金等が18%ほどです。一般歳出が一般会計に占める割合よりは小さいです。
4. 平成19年度末には、長期債務残高の対GDP比率は148%です。純債務残高の対GDP比を見ても91.6%であり、イタリアについて高い水準です。
5. 正しい。